

## 1. 中小企業緊急雇用安定助成金

中小企業緊急雇用安定助成金をご存知でしょうか。中小企業緊急雇用安定助成金は、景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金等の一部が支給される雇用調整助成金の中小企業向けの拡充助成金として平成20年12月に創設され、平成21年2月には支給要件の確認方の緩和などの助成要件の見直しがされ、助成の幅が広がっています。

中小企業緊急雇用安定助成金の内容ですが、景気の変動などの経済上の理由による収益の悪化により、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業が、従業員の雇用を守るために一時的に休業、教育訓練、出向をしたときに、休業の場合は雇用保険基本手当日額の最高額を限度として休業手当または賃金額の5分の4を最高で3年間で300日まで、教育訓練を実施した場合は1日6,000円、出向の場合は雇用保険基本手当日額の最高額を限度として出向元事業主の負担額(その負担額が出向前の通常賃金の2分の1を超えるときは、2分の1が限度)の5分の4が助成されるものです。

紙面の都合上ざっくりとした案内となりましたが、事業活動縮小の要件、中小企業の要件、休業、教育訓練、出向の要件などは細かく定められていますし、受給のためには申請書、計画書、証明書類などを提出しなければなりませんので、関心のある事業主様はお気軽にご相談ください。

中小企業緊急雇用安定助成金の意味合いから考えれば、この助成金を必要としないということがベストですが、該当する場合にはこのような国の制度を利用することも賢い選択でしょう。今回は中小企業緊急雇用安定助成金の紹介ですが、他にも様々な助成金がありますのでそちらもまたお気軽にご相談ください。



## 2. 人事労務Q & A ~社員が不正受給した通勤手当の返還請求~

Q. 当社は通勤手当として、公共交通機関1カ月分の定期代を支給していますが、このたび、自宅から最寄り駅までバス通勤と届け出ていた者が、4年前より自転車で通勤していたことがわかりました。この場合、過去に支払った通勤手当の返還請求ができますか？

A. YES. 過払い部分については原則として全額請求できます。

通勤手当は会社が通勤行為の要する経費(実費)を負担する目的で実費を限度に支給するものですから、実費を超える請求があった場合、超えた部分の支払いを拒否することができます。社員の悪意、故意または過失によって実費を超える額を受領していた場合、実費を超える額は民法上の「不正利得」に該当し、返還が義務付けられています。ですから、社員が通勤経路の虚偽申告により通勤手当の不正受給を受けていた場合は、不当利得部分を返還請求することができます。

では、会社は過去何年分まで返還請求が出来るのでしょうか？労働基準法115条では、未払い残業代など労働者の有する賃金債権は2年間(退職金債権は5年間)が経過すると時効により権利が消滅します。今回のご質問の場合は、賃金債権ではなく、会社の有する債権(不当利得に係る債権は一般債権)ですから、その返還請求権の時効は10年間となります(民法167条)。つまり、この場合は、過去4年間の会社の過払い分の全額を請求できます。未然の防止策や実際に起こった時のために、適正な届出義務や不正の届け出に対する罰則等、就業規則に規定しておくことも有用でしょう。

### 編集後記

先日、今シーズン初滑りでスキーに行ってきました。無謀にも、市民大会(アルペン競技と技術選の複合)に出てしまいました。昔に比べ、ずいぶんとスキー人口が減ったので、こういったスキーの大会も減り、盛り上がりも今一つ。でも、出るからには、初滑りだろうが、練習していなからうが、頑張りたいたいものです。結果は、なんと驚きの3位。カップと賞状をもらうことが出来ました

うれしかったですが、完全に、昔、練習していた時の貯金だけでなんとか無理やりゲットした感じ。でも、子どもにもお母さんも口だけでなくたまにはこうやって表彰されるんだぞ！というところをみせられて、ちょっといい気分。大人になると、人前で表彰されることなんてなくなりますから、気持ちがいいことを思い出せました。今回はちょっと自慢?! スミマセン...m(\_ \_)m (秋山)

あおぞら人事・労務サポート  
特定社会保険労務士  
秋山幸子 (登録 NO.13050514)  
三鷹市下連雀 3-31-7-201  
TEL:0422-27-7774  
FAX:0422-27-7775  
E-mail: info@aozora-sr.com  
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士  
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野支部)